

# 令和5年度 浜松西高校・同中等部いじめ防止基本方針

\*この基本方針については、毎年、評価をし、改善をしていきます。

## はじめに

平成25年6月21日に成立した「いじめ防止対策推進法」の具体的な運用を定めた国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が平成25年10月11日にまとまり、地方公共団体や学校現場では、同法に基づいたいじめ対応が求められることになりました。そこで、本校では、平成25年1月に静岡県・市町教育委員会代表者会が作成した「静岡県いじめ対応マニュアル」をもとに、「浜松西高校いじめ防止基本方針」を作成しました。

## 第1章 基本的な事項

### 1 いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものである。

### 2 いじめの理解

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

### 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題で最も重要なことは、いじめの未然防止に取り組むことである。いじめの被害や加害は、決して一部の生徒だけに関わる問題ではないことを認識し、生徒全体に対する働きかけが不可欠である。

○「いじめは、どの生徒にも、どこでも起こり得る問題である」という認識をもつ

○「いじめは、人として絶対に許されない行為である」という毅然とした態度で臨む

○小さなサインを見逃さず、生徒や保護者の訴えを真剣に受け止める姿勢をもつ

○いじめられている生徒の立場に立って考え、初期段階から組織的に取り組む

○日頃から生徒や保護者、地域との信頼関係の構築に努める

## 第2章 組織の設置

### 1 いじめの未然防止と、いじめの早期発見のために「いじめ防止委員会」を設置する。

#### \* 構成員

教頭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当とし、必要に応じて副校長、教務主任、学年主任、スクールカウンセラー等を加えるものとする。

#### \* 委員会の取組内容

いじめ防止基本方針の作成

いじめ防止のための年間指導計画の作成

いじめ防止のための各種研修会の企画立案

いじめ早期発見のためのアンケートの実施と結果報告

その他

### 2 いじめを認知した場合は、その解決に向けて「いじめ対策委員会」を設置する。

#### \* 構成員

校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、当該クラス担任、当該部活動顧問、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

#### \* 委員会の取組内容

事実関係の正確な調査・把握と報告

関係者への指導や支援体制および対応方針の決定

保護者との連携 報道機関との連携 その他

### 第3章 いじめの防止

未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。この点を踏まえ、本校では、年間計画に従い、以下のプログラムを実施する。

- 「いじめ防止基本方針」を年度当初に全教職員で共有し、いじめ防止に対する教職員の意識を保つ。  
(全職員が取り組む)
- わかる授業づくりを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業の方法を工夫する。  
(研修課を中心に全職員が取り組む)
- 生徒が自らいじめについて考える場や機会の設定をし、いじめが起こりにくい集団づくりを目指す。  
(生徒課を中心に全職員が取り組む)
- 「人間関係づくりプログラム」を活用し、集団の特性と配慮点を職員で共有する。  
(学年主任を中心に各学年職員が取り組む)

### 第4章 いじめの早期発見

いじめのサインは、いじめを受けている生徒からも、いじめている生徒の側からも出されるものである。深刻な事態を招かないためにも生徒たちのわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くす。

○早期発見のための3つの手だて

#### 1 観察

授業中だけでなく休み時間等にも声をかけ、生徒の様子に注意をほらう。健康観察簿を活用する。

#### 2 情報収集

定期的な個人面談や連絡ノートによる家庭連絡等を通して、生徒や保護者からの情報を積極的に収集する。また他の教職員や地域からの情報も大切にする。定期的に生徒支援委員会を開き、学年間の情報交換をする。

#### 3 調査

定期的なアンケート（年間2回）を活用し生徒の状況を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげる。被害者や加害者の発見だけが目的ではなく、常に全員を対象にした対策が講じられるべきであることを、正しく理解しておかなければならない。  
(国立教育政策研究所)

### 第5章 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。(被害・加害生徒の関係職員が連携して対応する。)

いじめ対策委員会の招集



多方面からの情報収集による全体像の把握



解決に向けた支援と指導（未来に向けての支援を中心に行う）



経過観察と再発防止

### 第6章 ネットいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。パスワード付きサイトやSNS、メール、LINEを利用したいじめなどについては、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求める。

(中等部…生徒課、高校…生徒課・教科情報)

## 第7章 重大事態への対処

### 重大事態

- 1 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合等）
  - 2 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- \* 「生徒や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

### 【重大事態が発生した場合】

令和3年4月2日付「静岡県教育委員会いじめの重大事態対応マニュアル」参照

設置者へ報告し、その指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

調査組織を設置する。



調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

（調査を開始する前に被害保護者・生徒に対して被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを丁寧に説明する）



いじめを受けた生徒及びその保護者に対して調査の進捗等の経過を適切に提供する。



調査結果を学校の設置者、被害生徒・保護者に報告する。



調査結果を踏まえた必要な措置をする。

## 第8章 いじめ問題関係機関の連絡先

|                 |              |     |             |
|-----------------|--------------|-----|-------------|
| ハロー電話「ともしび」（浜松） | 053-471-8686 | 月～金 | 10:00～17:00 |
| 静岡県人権啓発センター     | 054-221-3330 | 月～金 | 9:00～16:30  |
| みんなの人権 110 番    | 0570-003-110 | 月～金 | 8:30～17:15  |
| こどもの人権 110 番    | 0120-007-110 | 月～金 | 8:30～17:15  |

静岡県教育委員会メール相談コーナー

ホームページアドレス <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/ijime/>

LINE 相談

平日 15 時～21 時、土日祝日 17 時～21 時

LINE アプリの「友だち追加」から「QR コード」または「ID 検索」で友だちを追加



QR コード ID : @shizuokasoudan

24 時間子供 SOS ダイヤル

24 時間対応 電話 0120-0-78310 対象小学生、中学生、高校生

若者こころの悩み相談窓口

24 時間対応 電話 0800-200-2326 対象 39 歳以下の若年層